

---

プロジェクト **グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応**

項目 **第 512 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 512 回企業会計基準委員会（2023 年 10 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめたものである。

## 第 512 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

### （四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表における取扱い）

2. 四半期財務諸表においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しない当面の取扱いを認める場合、原則的な取扱いを選択する企業は想定されないと考えられる。このような状況の中で、結果的にすべての企業が当面の取扱いを適用し、当該当面の取扱いを適用している旨を注記することは合理的ではないと考えられることから、四半期財務諸表においては、当面の取扱いの選択を認めるのではなく、当面の間、当該制度に係る法人税等を計上しないこととしてはどうか。
3. IFRS 会計基準や米国会計基準では、現状、期中財務報告において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないとする取扱いは認められていないため、我が国においてもグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上できる選択肢を残すこととしてはどうか。
4. 四半期財務諸表においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことを選択できる「当面の間」という表現について、具体的にどのような状況になった場合に当該取扱いが廃止されるのか、結論の背景で具体的に記載してはどうか。

### （四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表における注記）

#### グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことを選択している旨の注記を求める案を支持する意見

5. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことを選択している旨の注記を求めることで、当該税制によって課税されるリスクの有無が明確になり、利用者の観点から当該情報に一定の有用性があると考えられるため、当該注記を求

める案を支持する。

6. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことを選択している旨を注記するのみならず、対象会計年度において当該制度に係る法人税等が課税されると判断しているものの計上しないことを選択しているのか、又は課税されるか否か不確実性が高く、現時点において適用対象となるかどうか判断できていないため計上しないことを選択しているのか、当面の取扱いを選択した理由を注記することを検討していただきたい。
7. 代替的な会計処理が行われる場合には注記を行うのが原則であると考えられるため、注記を求める案を支持する。当該注記をすることで、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が課税される可能性のある法域で事業を行っていることが明確になるため、一定の情報価値があると考えられる。ただし、当該注記をするにあたって、結果的に、四半期において対象会計年度にグローバル・ミニマム課税制度の適用対象となるかどうかを判定することが求められないように実務に配慮いただきたい。
8. 当該当面の取扱いは、四半期特有の会計処理に該当すると考えられることから、四半期特有の会計処理と同様に注記を行うことが整合的であると考えられる。ただし、実務への負担に配慮して適用初年度の四半期においては、注記することを要しないとする経過措置を設けることが考えられる。

#### グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことを選択している旨の注記を求めない案を支持する意見

9. グローバル・ミニマム課税制度の適用対象にならない企業や、当該制度の適用対象となった場合であってもグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の額に重要性がない企業があるため、すべての企業に注記を求める必要性は低いと考えられる。当面の取扱いを適用したすべての企業に一律に注記を求めるよりも、当事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要な金額になると見込まれる企業については注記を行うという取扱いを設けることをご検討いただきたい。

#### **(文案の見直しに関する意見)**

10. グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は「連結財務諸表の利益」に基づき算定されるものではなく、「連結財務諸表を構成する会社等の国別の利益」に基づき算定されるものであるため、表現の修正をご検討いただきたい。
11. 企業における見積りが「明らかに不合理である場合を除き」という表現ではなく、

「合理的である限り」という表現に変更することをご検討いただきたい。

以 上